

消費税率10%引上げ及び 軽減税率制度に伴う実務対策

～施行日以後における実務上の留意点を徹底解説～

- ☑ 軽減税率制度への対応
 - 軽減税率制度導入に伴う消費税の計算方法
 - 軽減税率制度導入後の申告書作成
 - 複数税率の経理処理
- ☑ 消費税率10%引上げに伴う実務ポイント
 - 消費税率10%引上げに伴う経過措置規定
 - 施行日をまたぐ取引の留意点
- ☑ 消費税の申告書及び添付書類の改正点
 - 消費税申告に伴う提出書類
 - 各帳票の記載方法
- ☑ インボイス制度の実務留意点
 - インボイス制度の概要
 - インボイス制度導入に伴う実務上の留意点と経過措置

2019年10月1日より消費税率が10%に引上げられましたが、今回は税率引上げと同時に軽減税率制度が導入されたことから、複数税率への対応が必要となり、消費税に関する事務負担が複雑かつ増大することとなりました。

軽減税率が導入されたことで各取引を8%と10%に区分経理をしなければならず、さらに施行日をまたぐ取引で経過措置規定の適用がある場合には、旧税率の8%での処理も発生することから、今後は各税率を適正に区分して経理処理を行わないと誤って納税してしまう可能性があるため注意が必要です。

また、複数税率に対応するために申告書や添付書類についても見直しが行われており、それぞれの帳票の記載方法や提出書類についても把握しておく必要があります。

さらに、2023年10月1日の施行ではありますが、インボイス制度が導入されます。この制度は、登録事業者が発行した『適格請求書等』の保存を仕入税額控除の要件とすることから、従来の帳簿及び請求書等の保存要件よりも厳格化した取扱いになります。

上記のような改正点は、各企業の消費税実務に大きな影響を与え、事務負担が増大することが想定されることから、それらの対策を検討することが急務となります。

そこで、本講座では、軽減税率制度の内容、軽減税率制度導入後の経理処理(経過措置規定や施行日をまたぐ取引を含む)、申告書及び添付書類の記載方法、インボイス制度について実務上の留意点も踏まえて解説していきます。

2019年11月刊行の書籍「(仮)軽減税率対応！消費税・申告書作成の実務ガイド」を使用します。

◆ 開催要項 ◆

日 時	2019年11月22日(金) 10:00~16:30
会 場	金沢商工会議所 金沢市尾山町9番13号
受講料 1名様につき	会員 31,200円 会員以外 35,600円 テキスト・昼食代・消費税含む ※研究会会員特典「セミナー無料クーポン(Webクーポン)」の対象セミナーです。 ※クーポンをご利用される場合は、「税務研究会 会員専用サイト」よりお申込みください。
申込方法	ホームページからお申込みいただくか、裏面の「申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。 ●キャンセルの場合は、開催日の前営業日 15時までにご連絡下さい(受講料で返金の際の振込手数料はお客様負担となります)。 ●代理の方のご出席もお受けいたします。 ●当日欠席された場合は、返金は致しかねますのでご了承ください。 ●定員に達しない場合は、中止になる場合がございますのでご了承ください。
申込先	税務研究会・中部支局 〒460-0008 名古屋市中区栄3-1-1 広小路本町ビルディング5F TEL(052)261-0381(代) FAX(052)261-0383

◆ 講師紹介 ◆

アースタックス税理士法人 代表社員
税理士 ファイナンシャルプランナー (CFP)

島添 浩 氏

2006年アースタックス税理士法人を設立。現在、一般企業の税務顧問業務のほか、企業再編や事業承継対策などの経営コンサルティング業務にも従事し、さらに豊富な実務経験を活かした税法実務セミナーの講師や執筆も数多くこなしている。また、1998年より会計事務の専門学校(TAC)にて税理士講座やFP講座の消費税法、所得税法、相続税法の講師も務めており、実務に役立つ実践的な講義を行っている。

主なセミナー内容

I 軽減税率制度

- (1) 軽減税率制度の概要
- (2) 軽減税率の対象となる取引
- (3) 軽減税率が導入された場合の消費税の計算方法

II 軽減税率制度導入後の経理処理

- (1) 消費税率引上げに伴う経過措置規定とその留意点
- (2) 経過措置の適用がない保守料金等の取扱い
- (3) 短期前払費用の取扱い
- (4) 施行日をまたぐ取引の留意点
- (5) 軽減税率制度導入後の経理処理

III 軽減税率制度導入後の申告書及び添付書類の記載方法

- (1) 消費税申告における提出書類
- (2) 申告書の記載方法
- (3) 各添付書類の記載方法

IV インボイス制度

- (1) インボイス制度の概要
- (2) 適格請求書発行事業者登録制度
- (3) 適格請求書等の記載方法
- (4) インボイス制度導入後の消費税の計算方法

【消費税率10%引上げ及び軽減税率制度に伴う実務対策(11/22)】

セミナー申込書(金沢会場)

122258

No. _____

お客さまコード

2019年 月 日

〒 <input type="text"/> - <input type="text"/>			
所在地			
フリガナ			
社名			
部 課 名	TEL <input type="text"/>	FAX <input type="text"/>	
フリガナ			
参加者氏名			
e-mailアドレス	@ <input type="text"/>	@ <input type="text"/>	
※受講票をご記入いただいたメールアドレスへお送り致しますので、メールアドレスをお持ちの方は必ずご記入ください。			
振込先金融機関	銀行・郵便(どちらかに○) <input type="text"/>	※銀行振込の場合、手数料はお客様負担となります。	振込予定日 月 日

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただいた個人情報は、当社商品の案内やセミナー開催に関する情報の提供に使用させていただくほか、当社がおすすめるサービスのご案内にも使用させていただく場合がございます。また、登録情報は厳重に管理し、第三者に開示することはありません。個人情報の取扱いに関する詳細は、web(<https://www.zeiken.co.jp/privacy/>)でご確認ください。

セミナー開催予定等は情報満載な税研ホームページでご覧になれます。 <https://www.zeiken.co.jp/seminar/>

税務研究会 中部支局 行

FAX (052) 261-0383

HP